

## 地域企業再建緊急特別雇用支援 申請に係る必要書類

### ★様式 (都のホームページからダウンロードするもの)

- 交付申請用チェックリスト
- 補助金交付申請書 (第1号様式には法人印 又は 事業主印の押印が必要です)
- 宣誓書 (第1号様式 別紙)
- 支払金口座振替依頼書

※ 振込先の口座の記載が必要なため、通帳がありましたらお持ちください

### ★添付資料 (共通)

- 罹災証明書 又は 被災証明書
- 労働者名簿
  - ※ 対象従業員全員分の記載が必要です
  - ※ 従業員が1名以上いる事業所では、作成が法的に義務付けられています
- 賃金台帳
  - ※ 対象従業員全員分の記載が必要です
  - ※ 基本給、各種手当ごとの内訳の明確な記載が必要です
  - ※ 従業員が1名以上いる事業所では、作成が法的に義務付けられています
  - ※ 今回申請期間及び過去1年分の書類を用意が必要です
  - 例：令和7年10月～12月分を申請 → 令和6年10月～令和7年12月分が必要
- 就業規則 (作成の法的義務がない場合は不要)
  - ※ 従業員が常時10人以上いる事業所では、法的義務に定められています
- 確定申告／決算書 (直近1年分)
  - ※ 申請時には不要ですが、申請書の内容確認等（売上等）に必要
- 法人の場合
  - 3ヶ月以内に発行された法人履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- 個人事業主の場合
  - 開業届

## ★令和7年10月分以降 雇用調整助成金を受給中 または 受給した場合

- 雇用調整助成金支給決定通知

※手元にない場合は再発行が必要です。

東京労働局 ハローワーク助成金事務センター 電話：03-5332-7232

(〒169-0073 東京都新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 3階)

## ★有期雇用労働者を雇用する場合

- 労働条件通知書

※対象従業員全員分の記載が必要です

※今回申請期間分の書類を用意

例：令和7年10月～12月分を申請 → 契約期間として書面で確認が必要

## ★補助対象期間中に離職し島を離れた従業員が、島に戻り再就職する場合

- 過去在籍時の労働条件通知書 および 退職したことが分かる書類

※退職したことが分かる書類の例：退職事例、退職届、退職証明書

- 今回採用時の労働条件通知書 および 雇用契約書

※雇用契約書は、雇用保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得証明書でも可

- 旅費に係る領収書

※領収書の宛名が個人宛の場合、会社が旅費を負担したことが分かる書類が必要

ご相談をご希望の方は、予約が必要となります。

必ず、八丈町商工会(電話 04996-2-2121)へ事前に予約をしてください。

<相談会予定日> ※10:00～12:00／13:00～16:00 (1回1時間)

1月：27日(火)、28日(水)

2月：3日(火)、4日(水)、9日(月)、10日(火)、17日(火)、18日(水)、24日(火)、25日(水)

3月：3日(火)、4日(水)、10日(火)、11日(水)、17日(火)、18日(水)